

学校運営の改善と  
発展を目指す

# 学校評価とその活用

～教育の水準の向上と保証を図る学校評価～

武蔵村山市教育委員会（平成23年5月）

## 1 学校評価とは？

学校が、学校としての教育機能をどのように、また、どの程度果たしているかを、可能な限り客観的かつ総合的に把握して分析し、その結果に基づき、自校が行っている教育活動全般についての改善策を立てること。

## 2 学校評価の普及の背景

教育の地方分権化

特色ある教育活動  
の展開

効果的で効率的な  
学校経営

平成14年	4月	小学校設置基準等	自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされた。また、保護者等に対する情報提供を積極的に行うこととされた。
平成18年	3月	義務教育諸学校における学校評価ガイドライン	学校評価について、義務教育段階の各学校・教育委員会における学校評価の取組の参考に資するよう作成し、目安となる事項を示した。
平成19年	6月	学校教育法一部改正	学校評価に関する規定が設けられた。
平成19年	10月	学校教育法施行規則	自己評価の実施・公表、保護者など学校関係者による評価の実施・公表、自己評価結果・学校関係者評価結果の設置者への報告についての規定が設けられた。
平成20年	1月	学校評価ガイドライン改訂	学校評価ガイドラインが改訂された。
平成22年	7月	学校評価ガイドライン改訂	第三者評価に係る内容が追加された。

### 学校教育法及び同施行規則改正後の規定について

#### 学校教育法第42条

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

#### 学校教育法施行規則第66条、67条、68条

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。（第二項 省略）

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用

### 3 学校評価の目的

文部科学省

「学校評価ガイドライン」(平成22年7月20日)

#### 各学校が

○自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

○自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

#### 設置者等が

学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

### 4 学校評価の方法

#### 学校評価を進める上で...

#### 具体的かつ明確な目標の設定

学校運営の全分野を網羅し総花的に目標を設定するのではなく、学校経営方針に基づき、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す、具体的かつ明確な重点目標を設定する。

#### 評価項目・指標等の設定

重点目標等の達成に即した具体的かつ明確な評価項目・指標等を、教職員が意識的に取り組むことが可能となるよう精選して設定する。

#### 評価結果の公表・説明

学校評価の結果と改善方策の公表は、今後の学校の取組に向けて、家庭・地域の理解や連携協力を求めていくための手段(ツール)であり、より広く内容を周知する。

#### 誰が評価するのか —学校評価の実施形態(主体)—

#### 自己評価

学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下で、当該学校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価を行う。

#### 学校関係者評価

保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会等が、当該学校の教育活動の観察等を通じて自己評価の結果について評価を行う。

#### 第三者評価

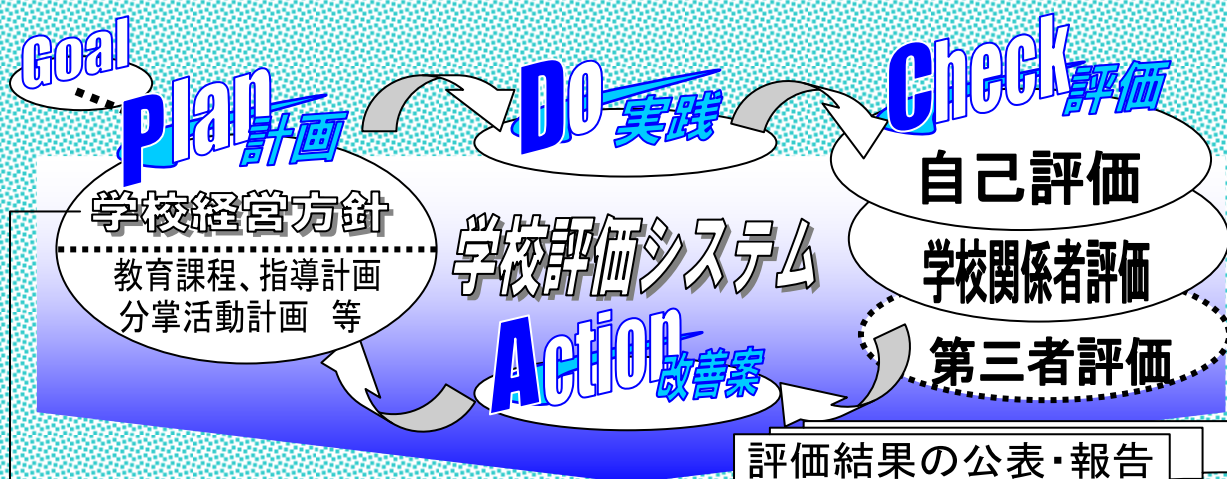
学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行う。

#### 留意点

児童・生徒、保護者等を対象とするアンケートによる評価や懇談会等を通じて得られた意見・要望等は、学校の自己評価を行う上で、目標等の設定・達成状況や取組の適切さ等について評価するものととらえることが適当であり、学校関係者評価とは異なることに留意する。

## 新たな学校評価システムの構築

新たな学校評価システムの構築は、学校が、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の4つのステップからなるマネジメントサイクルの考え方に従って、学校評価を組織的・計画的に実施し、評価結果の説明を通し、学校関係者の理解を得るとともに、自校の教育の一層の充実・改善を継続的に図っていくための仕組みを確立することである。



### 学校経営方針

学校経営方針は、学校の教育目標の達成を目指し学校全体をトータルに見通す視点から、各年度における学習指導、生活指導、進路指導、学校運営等の教育活動の目標や、これを達成するための具体的方策及び達成目標を示すものである。

## 年間スケジュール

月	学校の取組	留意点
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校経営方針の確認・周知</li> <li>○学校評価計画書、自己評価表の作成・報告・公表</li> <li>○学校関係者評価委員の選任</li> <li>○教育委員会宛計画表及び評価表を提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校経営方針をもとに学校評価計画書を作成する。</li> <li>・5月27日(金)までに、「平成23年度学校評価計画表」、「平成23年度学校自己評価表」を教育委員会に提出し、各校ホームページに掲載する。</li> </ul>
6月	<p>★第1回学校関係者評価委員会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度学校評価計画表、自己評価表の説明</li> </ul>	
9月	<p>☆第1回自己評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価表に基づき評価・改善案の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら設定した評価指標に基づく評価を実施する。</li> <li>・評価項目にかかわる根拠データ等を用意する。</li> <li>・児童・生徒、保護者アンケートは資料・データとして活用する。</li> <li>・3月16日(金)までに、「平成23年度学校自己評価表」、「学校関係者評価委員会報告書」を教育委員会に提出し、各校ホームページに掲載する。</li> </ul>
10月	<p>★第2回学校関係者評価委員会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回自己評価・改善案の説明</li> <li>・学校関係者評価委員会の評価の実施</li> </ul> <p>○改善案の確定及び報告・公表</p>	
1月	<p>☆第2回自己評価の実施</p>	
2月	<p>★第3回学校関係者評価委員会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回自己評価・次年度に向けた改善案の説明</li> <li>・学校関係者評価委員会の評価の実施</li> <li>・「学校関係者評価委員会報告書」の作成</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校関係者評価を参考にしつつ、次年度に向けた改善案の確定</li> <li>○学校評価の報告・公表</li> <li>○教育委員会宛評価表を提出</li> </ul>	

## 評価結果の公表・説明と設置者への報告

### 評価結果の公表・説明

各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果について、それを踏まえた今後の改善方策と併せて、学校便りへの掲載などの方法により広く保護者に公表する。さらに PTA 総会を活用して保護者等を対象とした説明を行ったり、学校のホームページや地域広報誌への掲載などの方法により、より広く内容が周知されるよう留意する。

各学校は、自己評価及び学校関係者評価の結果並びにそれらを踏まえた今後の改善方策をとりまとめた報告書を設置者に提出する。これらを一つの報告書にまとめて提出することも考えられる。(文部科学省「学校評価ガイドライン」平成 22 年 7 月 20 日)

### 留意点

学校評価の結果及びそれらを踏まえた今後の改善方策の公表は、学校の現状やこれまでの努力とその成果、さらにそれらを踏まえた今後の改善方策について、家庭・地域等に周知するものであるとともに、今後の取組に向けて家庭・地域の理解や連携協力を求めていくための手段(ツール)でもある。公表に当たっては、その受け手として想定される対象に合わせて適宜公表する内容等を工夫する。

### 評価結果の報告

#### ① 評価報告書の内容・体裁

提出用/配布用/説明用/研修用/報道用等

#### ② 報告会の対象

運営委員会/職員会議/学校関係者評価委員会/保護者説明会等

#### ③ 報告者の選択

校長/副校長/自己評価委員長/学校関係者評価委員長等

#### ④ 視聴覚手法の活用

パワーポイント/ビデオ/報告書等

### 意図をもった報告の条件(例)

### 有効な報告の仕方(例)

#### 「説明責任」目的の場合の報告

- ① プラス評価とマイナス評価のバランスに配慮する。
- ② マイナス評価の点について、原因と対応に関する明快な説明をする。
- ③ 確かな根拠データを提示する
- ④ 文章だけに頼らず、図表を使って視覚的効果を取り入れる。

#### 「改善」目的の場合の報告

- ① 改善の当事者に的を絞った報告の作成  
「児童・生徒の態度・行動の変化」を迫るのであれば、分かりやすい表現にする。
- ② 改善の当事者に評価結果を事前に知らせ改善を確実にする。
- ③ 否定的な事柄を肯定的に考える。  
「半分しかできなかった」対「半分はできた」
- ④ 学校組織全体で改善策を考え、教職員一体となって改善に取り組むようにする。